



介護保険に利用制限がある？

ケアマネジャー 飯島 孝子

介護保険サービスで訪問介護を利用する際に、「なんでもやってくれる」と思っていませんか。実はかなり制限があります。今回は、そのお話をしたいと思います。

まずは、要介護状態の方が訪問介護を利用する場合には、身体介護と生活援助の二つあるのですが、問題となるのは、生活援助です。

生活援助とは、買い物、食事作り、洗濯、掃除などの家事援助です。基本的に、「利用者が独り暮らしであるか又はその家族が障害、疾病のため家事を行うことが困難な場合」または「同居者が勤めていることで日中独居の状態である場合」と限定されています。しかも利用者の自立支援を目標としてケアプランに位置づけていきます。つまり家政婦さん感覚で、「あれも、これもして頂戴」ではなく一緒に掃除をする。利用者は、机の上を整理する・絞っていただいた布巾でテーブルを拭く。ヘルパーは掃除機をかける。調理の場合も利用者が座って野菜の皮をむく。ヘルパーは炒める、煮込む。利用者は味見をする。洗濯は、ヘルパーは洗濯を干す。利用者は洗濯物をたたむという具合です。掃除に関しては、掃除場所は利用者が使う場所と限定されています。家族が共通で使う場所は、介護保険対象外となります。

トイレ、浴室、台所、居間、廊下、玄関などの共用部分の掃除については、原則家族の対応とします。ただし認知症などの利用者

で、常にトイレを汚してしまったり、片付け、整理が全くできないなどの時は、介護保険で対応いたします。

また歩行が困難で、転倒の危険がある場合は、共用部分であっても介護保険で対応します。

□外出介助について

外出介助には、買い物、散歩等があります。通院介助も可能です。ただし病院への送り迎えはヘルパーが対応できるのですが、院内介助は基本的に介護保険外となります。

□院内介助について

厚生労働省では、利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は介護保険が利用できると言っておりますが、認められる場合については各保険者（区、市）の判断になります。

□院内介助の範囲は

厚生労働省の通達(平成22年)では、次の場合を想定しています。

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・認知症他のため見守りが必要な場合
- ・排泄介助を必要とする場合等

□院内介助を必要とする場合

都内S区では、アセスメントやサービス担当者会議で、院内介助の必要性を明確にしたうえで保険者と個々に相談し訪問介護として

認められるかの判断をしてもらいます。しかし最近、なかなか認められないというのが現状です。都内の他区では、生活保護の方でも一律院内介助は自費にて行うという厳しいところもあります。

買い物も可能です。ただし通常のご近所への買い物同行です。例えばデパートで、買い物をしたい・・・は、認められません。散歩については、介護保険発足当初は認められておりましたが、その後散歩は認められず、保険者に個別相談で、要否を判断してきました。しかしまたまた変わり、S区では現在は担当者会議で充分検討し、必要な場合は訪問介護として認められるようになりました。

美容院の送迎、銭湯の送迎は、各保険者に相談して決めます。

ひとつひとつ、きめ細かくケアマネに相談していただくと良いと思います。

★自費ヘルパーの利用方法

通常、介護保険利用の契約で訪問介護サービスが提供されますが、介護保険で対応できないサービスが生じる場合、訪問介護事業所との間で自費契約をすることになります。ヘルパーが変わらずに、同じヘルパーに介護保険と自費のサービスを頼むことができます。事業所による料金設定がありますが、だいたい1時間2千円から3千円くらいでしょうか。

介護保険以外の家事援助を二つご紹介します。

① 社会福祉協議会(社協)の家事援助

地域の皆さんの参加と協力により、日常生活に手助けを必要とされている方などに家

事援助を中心とした有料の在宅福祉サービスがあります。家事援助とは炊事、洗濯、買い物、通院通所の介助、散歩の介助、薬の受け取りなど。介護保険で受けるサービスとほぼ同じですが、サービスを提供する人が、研修を受けたヘルパーではなく18歳以上の健康な方という条件の協力員によります。都内S区では、1時間700～900円で利用できます。協力員の条件や料金等は、お住まいの社協により違いがありますので、お確かめ下さい。

② 間の家事代行

東京、大阪の大都市圏を中心に広域展開している主な企業ということで、ダスキン、ニチイ学館、ベアーズ、やさしい手等があります。1時間3千円強と少し高い料金設定でした。

この民間の家事代行の特色は、介護度に関係なく利用できるということ、また対象者が高齢者に限定されないということです。各社とも利用形態は「週1回」「月2回」など定期利用が主ですが、スポット利用も可能。

介護保険と介護保険外のサービスを上手に活用し、自立した生活をより長く続けられるようにしたいですね。

(◆ 北村 記 介護保険サービスの利用は利用者目線に立っていないのは残念です。しかし、いろいろな保険外のサービスがあるのでケアマネジャーに適切に支援してもらうことが大切です)

この「ケアマネ日記」シリーズでは、ケアマネジャーの日頃の経験を踏まえ、介護している人、また今後介護するであろう人向けに生活のヒントを提供しております。